

## 大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成24年大分市条例第72号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、次の表の行為の区分の欄に掲げる行為の区分に従い、それぞれ同表の許可申請書の欄に掲げる様式の申請書に、同表の添付書類の欄に掲げる図面その他市長が必要と認める書類を添えて正副2部を市長に提出しなければならない。

行為の区分	許可申請書	添付書類	
		図面の種類	明示すべき事項
建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転	様式第1号 (その1)	付近見取図 (縮尺2500分の1)	方位、行為の場所、道路及び目標となる土地、建物等(駅、停車場、公共建物、河川等をいう。以下同じ。)
		配置図	方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに建築物から道路及び敷地境界線までの距離
		平面図	方位、縮尺、各階の間取り及び用途 (改築又は増築の場合は、対照平面図とすること。)
		敷地面積求積図	方位及び縮尺
		建築面積求積図	方位及び縮尺

		立面図	縮尺、主要部分の高さ並びに仕上げの種別、方法及び色彩
		緑地計画図	方位、縮尺、敷地の境界線並びに木竹等の位置、種類、高さ及び面積（配置図に緑地計画を記載することにより兼ねることができる。）
建築物等の色彩の変更	様式第1号 (その2)	付近見取図 (縮尺2500分の1)	方位、行為の場所、道路及び目標となる土地、建物等
		配置図	方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における工作物、木竹等の位置、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに建築物から道路及び敷地境界線までの距離
		立面図	縮尺、主要部分の高さ並びに仕上げの種別、方法及び色彩
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	様式第1号 (その3)	付近見取図 (縮尺2500分の1)	方位、行為の場所、道路及び目標となる土地、建物等
		現況図	方位、縮尺、行為地の境界線、土地の高低差がある場合は等高線、建築物その他の工作物の位置及び縦横断面図の位置
		行為地面積求積図	方位及び縮尺
		計画図	方位、縮尺、行為地の境界線、行為後の土地の高低差並びに排水施設、法面及び擁壁等の位置

		縦横断面図 (現況及び計画)	縮尺、行為地の現況及び行為後を対 比することができる事項
		緑地計画図	方位、縮尺、行為地の境界線並びに木 竹等の位置、種類、高さ及び面積(計 画図に緑地計画を記載することによ り兼ねることができる。)
水面の埋立て又 は干拓	様式第1号 (その4)	付近見取図 (縮尺2500分の1)	方位、行為の場所、道路及び目標とな る土地、建物等
		現況図	方位、縮尺、行為地の境界線、水面の 位置及び状況並びに縦横断面図の位置
		行為地面積求積図	方位及び縮尺
		計画図	方位、縮尺、行為地の境界線及び跡 地整理計画
		縦横断面図 (現況及び計画)	縮尺並びに行為地の現況及び行為後 を対比することができる事項
木竹の伐採	様式第1号 (その5)	付近見取図 (縮尺2500分の1)	方位、行為の場所、道路及び目標とな る土地、建物等
		現況図	方位、縮尺、行為地の境界線、土地の 高低差がある場合は等高線、木竹の位 置及び伐採しようとする木竹の区域
		行為地面積求積図	方位及び縮尺
		計画図	方位、縮尺、行為地の境界線及び跡 地整理計画
		縦横断面図 (現況及び計画)	縮尺並びに行為地の現況及び行為後 を対比することができる事項
土石の類の採取	様式第1号 (その6)	付近見取図 (縮尺2500分の1)	方位、行為の場所、道路及び目標とな る土地、建物等

		現況図	方位、縮尺、行為地の境界線、土地の高低差がある場合は等高線、土石の位置、採取しようとする土石の区域及び縦横断面図の位置
		行為地面積求積図	方位及び縮尺
		計画図	方位、縮尺、行為地の境界線及び跡地整理計画
		縦横断面図 (現況及び計画)	縮尺並びに行為地の現況及び行為後を対比することができる事項
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	様式第1号 (その7)	付近見取図 (縮尺2500分の1)	方位、行為の場所、道路及び目標となる土地、建物等
		現況図	方位、縮尺、行為地の境界線、土地の高低差がある場合は等高線、建築物その他の工作物の位置及び縦横断面図の位置
		行為地面積求積図	方位及び縮尺
		計画図	方位、縮尺、行為地の境界線、堆積しようとする土石、廃棄物又は再生資源の位置及び状況並びに跡地整理計画
		縦横断面図 (現況及び計画)	縮尺並びに行為地の現況及び行為後を対比することができる事項
許可行為の内容の変更	様式第2号	上記各行為の区分に準ずる。	許可行為変更の前後を対比することができる事項

(許可の通知)

第3条 市長は、前条の規定により申請をした者に対し、許可をしたときは、許可申請書の副本に許可書(様式第3号)を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

(許可標識の掲示)

第4条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該許可に係る行為の場所の見やすい箇所に風致地区内における建築等許可標識(様式第4号)を掲示しなければならない。

(完了届)

第5条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、速やかに行為完了届(様式第5号)に現況写真を添えて市長に提出しなければならない。

(完了確認証)

第6条 市長は、前条の行為完了届により、当該行為が条例第6条第1項に規定する許可の基準に適合していると認めるときは、当該行為の許可を受けた者に対し、完了確認証(様式第6号)を交付するものとする。

(中止届)

第7条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、速やかに風致地区内行為中止届(様式第7号)に現況図及び現況写真を添えて市長に提出しなければならない。

(住所氏名変更届)

第8条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、自己の住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に異動を生じたときは、速やかに住所氏名変更届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(国、県又は市の機関に準ずる者)

第9条 条例第4条第3項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (11) 国立大学法人
- (12) 大学共同利用機関法人
- (13) 大分県住宅供給公社
- (14) 大分県土地開発公社

(協議及び通知の方法)

第10条 条例第4条第3項後段の規定により協議をしようとする者は、風致地区内行為協議書(様式第9号)に第2条の表の行為の区分の欄に掲げる行為の区分に従い、同表の添付書類の欄に掲げる図面を添えて正副2部を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条後段の規定により通知をしようとする者は、風致地区内行為通知書(様式第10号)に第2条の表の行為の区分の欄に掲げる行為の区分に従い、同表の添付書類の欄に掲げる図面を添えて正副2部を市長に提出しなければならない。

(緑地率の算定方法)

第11条 条例第6条第1項第2号エ及び同項第5号アに規定する木竹が保存され、又は適切な植栽の行われる土地の面積は、別表の自然的要素の種類の欄に掲げる自然的要素の本数、延長距離又は面積に、それぞれ同表の換算面積の欄に掲げる換算面積を乗じて得た面積を合算して得た面積とする。

(地位の承継)

第12条 条例第7条第1項後段の規定により、条例第4条第1項の許可に基づく地位を承継した者は、速やかに風致地区内行為地位承継届(様式第11号)に承継の原因を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定により、条例第4条第1項の許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、風致地区内行為地位承継承認申請書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて正副2部を市長に提出しなければならない。

(1) 承継の原因を証する書面

(2) 土地所有者等関係権利者の同意書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第7条第2項の規定による地位の承継の承認をしたときは、承認書(様式第13号)に地位承継承認申請書の副本を添えて申請者に交付するものとする。

(立入検査員証)

第13条 条例第9条第2項に規定する証明書は、立入検査員証(様式第14号)によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の共通様式を定める規則(令和4年大分市規則第6号)別記様式によることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則の廃止)

2 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則（平成9年大分市規則第20号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第45号)

この規則中第9条第4号の改正規定は公布の日から、同条第2号の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第58号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第14号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

自然的要素の種類	換算面積
樹木	高さが2.5メートル以上のもの1本につき7平方メートル
	高さが1メートル以上2.5メートル未満のもの1本につき3平方メートル
	高さが0.5メートル以上1メートル未満のもの1本につき1平方メートル
生垣	延長距離1メートルにつき0.7平方メートル
つた類	延長距離1メートルにつき0.5平方メートル
芝生	面積1平方メートルにつき0.2平方メートル
池その他これに類するもの	面積1平方メートルにつき0.2平方メートル
壁面緑化（つる植物で成長時に建築物の外壁全体を覆うように植栽したもの）	水平方向の延長距離1メートルにつき0.3平方メートル
花	面積1平方メートルにつき0.5平方メートル
庭石類	面積1平方メートルにつき0.2平方メートル

備考

- 1 建築物の新築等の行われる敷地の境界線（条例第6条第1項第2号ウただし書の規定により市長が選択したものに限る。）及び宅地の造成等の行われる区域の境界線（道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。）に接する部分に限る。）から2メートル以内にある自然的要素に係る換算面積については、この表に掲げる換算面積に1.5を乗ずることができる。ただし、当該行為を行う区域の全ての境界線の長さの3分の1を超える部分については、この限りでない。
- 2 自然的要素のうち、地域特性に適合するものとして風致保全方針（条例第2条に規定する風致保全方針をいう。）に定めたものに係る換算面積については、この表に掲げる換算面積に1.2を乗ずることができる。

様式第1号（その1）（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

申請者

氏 名

(印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項前段の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 行為の場所		
2 行為の目的		
3 行為の種別	建築物の新築・改築・増築・移転	
	工作物の新築・改築・増築・移転	
4 敷地の区分	地目	面積 m <sup>2</sup>
	建築面積 m <sup>2</sup>	高さ m
5 施行方法	構造・階数	敷地境界までの距離 m
		道路までの距離 m
	建蔽率 %	緑地率 %
	外部の仕様	
	外部の色彩	
	木竹の有無とその処理	
6 施行予定日	着手 年 月 日	完了 年 月 日
	7 備考	
※許可関係欄		※都市計画課受付欄

- 注 1 この申請書は、建築物その他の工作物を新築、改築、増築又は移転する場合に使用すること。
- 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「3 行為の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※のある欄は、記入しないこと。

様式第1号（その2）（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住所  
申請者  
氏名 (印)  
(記名押印又は自署)  
電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項前段の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 行為の場所		
2 行為の目的		
3 行為を行う建築物等		
4 施行方法	変更前の色彩	
	変更後の色彩	
5 施行予定日	着手 年 月 日	完了 年 月 日
6 備考		
※許可関係欄		※都市計画課受付欄

- 注 1 この申請書は、建築物等の色彩の変更をする場合に使用すること。  
 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 3 ※のある欄は、記入しないこと。

様式第1号（その3）（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

申請者

氏 名

(印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項前段の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 行為の場所			
2 行為の目的			
3 行為の種別	宅地の造成・土地の開墾・その他の土地の形質の変更（ ）		
4 行為地の現況	地目	現況	
5 施行方法	施行面積	m <sup>2</sup>	緑地率
	施行に伴う土地の形質変更の方法		
	施行の設備		
	木竹の有無とその処理		
	跡地の処理等		
6 施行予定日	着手	完了	
	年 月 日	年 月 日	
7 備考			
※許可関係欄		※都市計画課受付欄	

- 注 1 この申請書は、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更をする場合に使用すること。
- 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「3 行為の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※のある欄は、記入しないこと。

様式第1号（その4）（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

申請者

氏 名

(印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項前段の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 行為の場所		
2 行為の目的		
3 行為の種別	水面の埋立て・水面の干拓	
4 行為地の現況	地目	現況
5 施行方法	埋立て又は干拓面積	
	m <sup>2</sup>	
	埋立て又は干拓設備	
	埋立て又は干拓の方法	
	跡地の処理等	
6 施行予定日	着手 年 月 日	完了 年 月 日
7 備 考		
※許可関係欄		※都市計画課受付欄

- 注 1 この申請書は、水面の埋立て又は干拓をする場合に使用すること。  
 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 3 「3 行為の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 4 ※のある欄は、記入しないこと。

様式第1号（その5）（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

申請者

氏 名

(印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項前段の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 行為の場所			
2 行為の目的			
3 行為の種別	皆伐・択伐・間伐・除伐・その他（ ）		
4 行為地の現況	地目	現況	
5 伐採方法	伐採面積	数量	本
		m <sup>2</sup>	
	伐採樹種	伐採樹齢・高さ・幹廻り	
		年・ m・ m	
	跡地の処理等		
6 運搬方法			
7 施行予定日	着手	完了	
	年 月 日	年 月 日	
8 備 考			
※許可関係欄		※都市計画課受付欄	

- 注 1 この申請書は、木竹を伐採する場合に使用すること。  
 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 3 「3 行為の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 4 ※のある欄は、記入しないこと。

様式第1号（その6）（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

申請者

氏 名

(印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項前段の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 行為の場所		
2 行為の目的		
3 土石の種類		
4 行為地の現況	地目	現況
5 採取方法	採取・採掘量 <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span>	
	採取・採掘の面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>	
	採取・採掘設備	
	採取・採掘の方法	
	木竹の有無とその処理	
	跡地の処理等	
6 運搬方法		
7 施行予定日	着手 年 月 日	完了 年 月 日
8 備考		
※許可関係欄		※都市計画課受付欄

- 注 1 この申請書は、土石の類の採取をする場合に使用すること。  
 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 3 ※のある欄は、記入しないこと。

様式第1号（その7）（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

申請者

氏 名

(印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項前段の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 行為の場所		
2 行為の目的		
3 行為の種別	土石・廃棄物（ ）・再生資源（ ）	
4 行為地の現況	地目	現況
5 堆積方法	堆積量 <span style="float:right">m<sup>3</sup></span>	
	堆積箇所の面積・高さ <span style="float:right">m<sup>2</sup> ・ m</span>	
	堆積に係る設備	
	堆積の方法	
	木竹の有無とその処理	
		跡地の処理等
6 運搬方法		
7 施行予定日	着手	完了
	年 月 日	年 月 日
8 備考		
※許可関係欄		※都市計画課受付欄

- 注 1 この申請書は、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積をする場合に使用すること。
- 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「3 行為の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※のある欄は、記入しないこと。

様式第2号（第2条関係）

風致地区内行為変更許可申請書

年 月 日

大分市長 殿

住所  
申請者  
氏名 (印)  
(記名押印又は自署)  
電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項後段の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 行為の場所			
2 行為の目的			
3 許可年月日	年	月	日
4 許可番号	第		号
5 許可を受けた行為の内容			
6 変更事項			
7 変更理由			
8 施行予定日	着手 年 月 日	完了	年 月 日
9 備考			
※許可関係欄	※都市計画課受付欄		

- 注 1 この申請書は、許可を受けた行為の内容の変更をする場合に使用すること。  
2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
3 ※のある欄は、記入しないこと。

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日  
号

住 所  
申請者  
氏 名 殿

大分市長



許 可 書

年 月 日付けで申請のあった風致地区内行為許可については、大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項の規定により次のとおり許可する。

1 行為の場所	
2 行為の種別	
3 許可の条件	
4 その他	

様式第4号（第4条関係）

風 致 地 区 内 に お け る 建 築 等 許 可 標 識	
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
行 為 者 氏 名	
工 事 施 行 者 名	
行 為 の 種 別	

- 注 1 材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとする事。  
2 縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上とする事。  
3 行為者及び工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第5号（第5条関係）

行 為 完 了 届

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名 (印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項の規定による許可を受けた行為が完了したので、次のとおり届け出ます。

1 行為完了年月日 年 月 日

2 許 可 番 号 第 号

3 許 可 年 月 日 年 月 日

4 行 為 の 場 所

5 行 為 の 種 別

- 注 1 用紙は、A4サイズとする。  
2 行為完了後の現況写真を添付すること。

完 了 確 認 証

第 号  
年 月 日

大分市長



次の風致地区内における行為は、 年 月 日検査の結果、大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第6条第1項の規定に適合していることを証明します。

1 行為者の住所  
及 び 氏 名

2 許 可 年 月 日 年 月 日

3 許 可 番 号 第 号

4 行 為 の 場 所

5 行 為 の 種 別

様式第7号（第7条関係）

風致地区内行為中止届

年 月 日

大分市長 殿

住所  
届出者  
氏名 (印)  
(記名押印又は自署)  
電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 行為の場所	
2 許可を受けた行為の種別	
3 許可年月日	年 月 日
4 許可番号	第 号
5 中止をした日	年 月 日
6 中止理由	
7 中止時の現況	
8 行為地及びその周辺の土地における風致の維持のためにとった措置の概要	
9 備考	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「7 中止時の現況」欄は、「別添現況図のとおり」とすることもできる。
- 3 「8 行為地及びその周辺の土地における風致の維持のためにとった措置の概要」欄は、許可を受けた者が風致の維持のため一定の措置をとるべき条件が付せられている場合に記載すること。
- 4 行為中止時の現況図及び現況写真を添付すること。

様式第8号（第8条関係）

住所氏名変更届

年 月 日

大分市長 殿

住 所

届出者

氏 名

(印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 行為の場所	
2 許可を受けた 行為の種別	
3 許可年月日	年 月 日
4 許可番号	第 号
5 変更前の 住所又は氏名	
6 変更後の 住所又は氏名	
7 変更理由	
8 備 考	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第9号（第10条関係）

風致地区内行為協議書

年 月 日

大分市長 殿

住 所  
行為者  
氏 名 (印)  
(記名押印又は自署)  
電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第3項後段の規定により、次のとおり協議します。

1 行為の場所		
2 行為の目的		
3 協議行為の種別		
4 敷地の区分	地目	面積 m <sup>2</sup>
5 施行方法		
6 施行予定日	着手 年 月 日	完了 年 月 日
7 備考		

注 行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第10号 (第10条関係)

風致地区内行為通知書

年 月 日

大分市長 殿

住 所  
行為者  
氏 名 (印)  
(記名押印又は自署)  
電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第5条後段の規定により、次のとおり通知します。

1 行為の場所		
2 行為の目的		
3 通知行為の種別		
4 敷地の区分	地目	面積 m <sup>2</sup>
5 施行方法		
6 施行予定日	着手 年 月 日	完了 年 月 日
7 備 考		

注 行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第11号 (第12条関係)

風致地区内行為地位承継届

年 月 日

大分市長 殿

住 所

届出者

氏 名

(印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第7条第1項の規定により、次の許可に基づく地位を承継したので届け出ます。

1 許可を受けた者の住所及び氏名	
2 許可を受けた行為の場所	
3 許可年月日	年 月 日
4 許可番号	第 号
5 許可に係る行為の種別	
6 承継理由	
7 承継年月日	年 月 日
8 備 考	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第12号（第12条関係）

風致地区内行為地位承継承認申請書

年 月 日

大分市長

殿

住 所

申請者

氏 名

(印)

(記名押印又は自署)

電話番号

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第7条第2項の規定により、次の許可に係る行為を施行する権原を取得したので、当該許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

1 許可を受けた者の住所及び氏名	
2 許可を受けた行為の場所	
3 許可年月日	年 月 日
4 許可番号	第 号
5 許可に係る行為の種別	
6 承継理由	
7 承継年月日	年 月 日
8 備 考	

注 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第13号 (第12条関係)

第 年 月 日 号

住所  
申請者  
氏名 殿

大分市長 

承認書

年 月 日付けで申請のあった風致地区内行為地位承継については、大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例第7条第2項の規定により次のとおり承認する。

1 行為の場所	
2 行為の種別	
3 承認の条件	
4 その他	

様式第14号（第13条関係）

（表）

第	号		
立入検査員証			
下記の者は、大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年大分市条例第72号）第9条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。			
年	月	日	
大分市長		印	
記			
所	属		
職	氏名		
年	月	日	生

（裏）

大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 縦6センチメートル、横8センチメートルとすること。